<u>中間貸借対照表</u> 2021年9月30日現在

(単位:千円)

		_	(単位:十円)
資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科目	金 額
流動資産	8, 897, 746	流動負債	6, 580, 346
現金及び預金	124, 211	営業未払金	3, 098, 169
営業未収金	4, 193, 674	関係会社営業未払金	1, 799, 214
関係会社営業未収金	55, 636	関係会社リース債務(短期)	204, 318
未渡クーポン	13, 506	未払金	163, 683
棚卸資産	91,777	未払費用	8, 893
営業前払金	14, 942	未払賞与	100
前払金	66,754	未払法人税等	2,677
前払費用	23, 207	未払消費税等	6, 299
関係会社短期貸付金	4, 121, 894	営業前受金	1, 190, 571
未収金	156, 081	預り金	102, 183
法人税等未収金	20,814	前受収益	4, 235
立替金	15, 245		
		固定負債	1, 236, 747
固定資産	629, 350	関係会社リース債務(長期)	225, 330
有形固定資産	40,622	預り保証金	406,952
建物附属設備	20,639	退職給付引当金	557, 383
器具備品	19, 983	役員退職慰労引当金	20,840
		関係会社長期未払金	20, 176
無形固定資産	270, 322	長期未払費用	6,064
ソフトウェア	118, 571		
リース資産	151, 578	負 債 合 計	7, 817, 094
電話加入権	172	純 資 産 の 部	3
		株主資本	1, 710, 002
投資その他の資産	318, 405	資本金	490, 000
差入保証金	236, 554	資本剰余金	413, 028
長期前払費用	16, 541	その他資本剰余金	413, 028
繰延税金資産	65, 268	利益剰余金	806, 974
長期債権	9, 402	利益準備金	122, 500
その他	40	その他利益剰余金	684, 474
貸倒引当金	△ 9,402	別途積立金	1, 900, 000
		繰越利益剰余金	\triangle 1, 215, 525
		(うち中間純損失)	(720, 593)
		純 資 産 合 計	1, 710, 002
資 産 合 計	9, 527, 096	負債・純資産 合計	9, 527, 096

中間個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を適用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産・・・・・定率法を適用しております。

(リース資産以外) ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を 適用しております。

- (2)無形固定資産・・・・・定額法を適用しております。
 - (リース資産以外) なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を適用しております。
- (3) リース資産・・・・・・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を適用し ております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用して おります。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金・・・・・・売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給 付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発 生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以 内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞ れ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金・・・役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく 中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ビジネストラベルマネジメント事業については、その精算代行業務は一連の別個のサービスであると判断していることから、トランザクションフィーを対価として、個々の相手先との契約に基づく日付に基づき収益を認識しております。

- 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理・・・ 税抜方式によっております。
 - (2) その他 ・・・・・・・中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び 中間個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており ます。